

大和市教育委員会請願等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願及び陳情（以下「請願等」という。）の取扱いについて、他の法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(付議等)

第2条 教育委員会定例会（以下「定例会」という。）開催日の10日前までに受理した請願等については、原則として、当該定例会に付議するものとする。

2 前項の請願等を、当該定例会以外の定例会に付議することとした場合、請願等の提出者（以下「請願者」という。）に対し、その旨を口頭又は文書で通知するものとする。

(請願等の発言等)

第3条 大和市教育委員会会議規則（昭和31年大和市教育委員会規則第2号）第20条による請願等の発言をしようとする者は、前条第1項に定める受付期限までに、第5条に定める所管の課に申し出るものとする。

2 前項の申し出による発言を許可する場合には、教育長は、当該請願等を付議した定例会において、原則として5分間を上限とし、これを許可するものとする。この場合において、当該発言は、会議録への記載を要しないものとする。

(審議結果の通知)

第4条 請願等の審議結果については、速やかに文書で請願者に通知するものとする。

(所管)

第5条 請願等の処理に関する事務は、教育委員会会議主管課が所管する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、請願等の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。